

確定版

「業績改善支援融資」

※本チラシは令和7年4月1日現在の情報です。

実施内容は予告なく変更になる場合がありますので、最新情報を区ホームページにてご確認ください。

物価高騰などの影響で売上等が減少している板橋区内の中小企業者様を支援する産業融資制度です

本制度は板橋区が直接貸付するものではなく、お申込みを受けて板橋区が契約する取扱金融機関に融資を斡旋し、金融機関と信用保証協会の審査を経て融資が実行された際に、利子補給及び信用保証料を補助する制度です。

お申込みには板橋区指定様式「売上高・売上総利益比較表」及び「業績改善事業計画書」の提出が必須となります。詳細については区ホームページをご確認ください。

金利負担 2割

(8割利子補給)

※最初の3年間

信用保証料負担 1/2

(半額保証料補助)

■年度内に、**1企業1回限り**になります。■東京信用保証協会の**信用保証が必須**となります。(プロパー不可)

融資限度額	資金使途	融資期間	据置期間	利子補給	信用保証料
1,000万円 (1企業1回限り)	運転資金	6年以内	1年以内	最初の3年間 8割利子補給	1/2補助

※上限利率：長期プライムレート+0.2%以内（責任共有対象外の場合は長期プライムレート以内）

ご利用いただける方

下記のすべての要件を満たす区内中小企業者

- (1) 最近3か月（※）の売上高または売上総利益が前年同期または前々年同期と比較して10%以上減少していること
- (2) 法人の場合、本店登記及び活動実態（本社機能）が区内にあること
個人事業主の場合、確定申告上の主たる売上のある事業所が区内にあること
- (3) 1年以上同一事業を営んでいること
- (4) 申込日時点で納期が到来した個人住民税（および軽自動車税）もしくは法人住民税を完納していること
- (5) 東京信用保証協会の保証対象業種を営んでいること
- (6) 許認可などの必要な業種を営んでいる場合は、その許認可を受けていること

※ 売上高等が毎月安定的に計上されず特定の時期に偏ることがある（単純な3か月比較が不適当）場合は、最近12か月と比較して10%以上減少していること。ただし、要件を満たすために最近12か月と比較することはできません。

受付期間

令和7年4月1日(火) から 令和8年3月31日(火) まで

板橋区産業融資 「業績改善支援融資」

信用保証料の補助について

融資申請時にご提出いただいた「信用保証料補助金交付申請書兼請求書」に記載されている口座に融資実行後、1～2か月以内を目途に振り込みます。

信用保証料の返還について

繰上償還等を行った場合、東京信用保証協会から信用保証料が返戻される場合があります。板橋区から信用保証料補助を受け、東京信用保証協会から信用保証料が返戻された場合、**区に信用保証料補助金を返還していただきます。**返還金が発生した場合は返還方法等について区よりご連絡させていただきます。

返還が行われない場合は、お支払いいただくまで板橋区の融資制度が利用できない場合があります。

申請方法

事前に金融機関にご相談の上、下記のすべての書類をそろえ、産業振興課窓口までご持参ください(金融機関代行申請可)(郵送不可)。

	法 人		個人事業主	
1	【区指定様式】 板橋区産業融資申込書（ □ 業績改善支援融資にチェックを入れてください）			
2	【区指定様式】 信用保証料補助金交付申請書兼請求書			
3	【区指定様式】 業績改善事業計画書			
4	【区指定様式】 売上高・売上総利益比較表			
5	「売上高・売上総利益比較表」に記載する各数値の疎明資料（下記以外不可） ① 法人：決算書（法人事業概況説明書含む）／個人：確定申告書 ② 月次試算表・月次損益計算書 ③ 売上・売上原価・販管費を記録している帳簿			
6	法人税確定申告書及び決算書一式（全ページのコピー） ※直近2期分		所得税確定申告書及び決算書一式（全ページのコピー） ※直近2年分	
7	法人都民税の 納税証明書（原本） ※領収書は不可	決算書2期分と一致するもの	事業主の個人住民税 納税証明書（原本） または領収書（コピー） ※ 1 ※ 2	令和 6 年度1年分及び 令和 7 年度最新納期到来分まで
			軽自動車税の 納税証明書（原本） または領収書（コピー）	直近1年度分 ※事業主が軽自動車を保有している場合のみ
8	法人実印の印鑑証明書 （原本）	発行後3か月以内の最新のもの	事業主の印鑑証明書 （原本）	発行後3か月以内の最新のもの
9	履歴事項全部証明書 （原本）	発行後3か月以内の最新のもの	-	-
10	許認可証・届出書等 ※必要な業種のみ （区内外問わずすべて）			

※1 非課税の場合は非課税証明書（原本）を提出してください。

※2 区外在住の方は板橋区に納付した事業所課税（均等割）の納税証明書（原本）または領収書（コピー）を提出してください。

<問合せ>

板橋区役所 産業振興課

板橋区板橋2-65-6 情報処理センター5F

03-3579-2173（直通）